




下水排除基準

項目	対象者	終末処理場を設置している公共下水道の使用者			現に終末処理場を設置していない公共下水道の使用者	
		特定事業場		非特定事業場		
		排水量50m ³ /日以上	排水量50m ³ /日未満			
1	カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L以下	0.03 mg/L以下	0.03 mg/L以下	—	
2	シアン化合物	1 mg/L以下	1 mg/L以下	1 mg/L以下	—	
3	有機りん化合物	1 mg/L以下	1 mg/L以下	1 mg/L以下	—	
4	鉛及びその化合物	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	—	
5	六価クロム化合物	0.5 mg/L以下	0.5 mg/L以下	0.5 mg/L以下	—	
6	ひ素及びその化合物	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	—	
7	水銀, アルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L以下	0.005 mg/L以下	0.005 mg/L以下	—	
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	—	
9	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	0.003 mg/L以下	0.003 mg/L以下	0.003 mg/L以下	—	
10	トリクロロエチレン	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	—	
11	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	—	
12	ジクロロメタン	0.2 mg/L以下	0.2 mg/L以下	0.2 mg/L以下	—	
13	四塩化炭素	0.02 mg/L以下	0.02 mg/L以下	0.02 mg/L以下	—	
14	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L以下	0.04 mg/L以下	0.04 mg/L以下	—	
15	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L以下	1 mg/L以下	1 mg/L以下	—	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L以下	0.4 mg/L以下	0.4 mg/L以下	—	
17	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L以下	3 mg/L以下	3 mg/L以下	—	
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L以下	0.06 mg/L以下	0.06 mg/L以下	—	
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L以下	0.02 mg/L以下	0.02 mg/L以下	—	
20	チウラム	0.06 mg/L以下	0.06 mg/L以下	0.06 mg/L以下	—	
21	シマジン	0.03 mg/L以下	0.03 mg/L以下	0.03 mg/L以下	—	
22	チオベンカルブ	0.2 mg/L以下	0.2 mg/L以下	0.2 mg/L以下	—	
23	ベンゼン	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	—	
24	セレン及びその化合物	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	—	
25	ほう素及びその化合物	河川	10 mg/L以下	10 mg/L以下	10 mg/L以下	—
		海域	230 mg/L以下	230 mg/L以下	230 mg/L以下	—
26	ふっ素及びその化合物	河川	8 mg/L以下	8 mg/L以下	8 mg/L以下	—
		海域	15 mg/L以下	15 mg/L以下	15 mg/L以下	—
27	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L以下	0.5 mg/L以下	0.5 mg/L以下	—	
28	フェノール類	5 mg/L以下	5 mg/L以下	5 mg/L以下	—	
29	銅及びその化合物	3 mg/L以下	3 mg/L以下	3 mg/L以下	—	
30	亜鉛及びその化合物	2 mg/L以下	2 mg/L以下	2 mg/L以下	—	
31	鉄及びその化合物(溶解性)	10 mg/L以下	10 mg/L以下	10 mg/L以下	—	
32	マンガン及びその化合物(溶解性)	10 mg/L以下	10 mg/L以下	10 mg/L以下	—	
33	クロム及びその化合物	2 mg/L以下	2 mg/L以下	2 mg/L以下	—	
34	ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L以下	10 pg-TEQ/L以下	10 pg-TEQ/L以下	—	
35	アンモニア性窒素等含有量	380(125) mg/L未満	380(125) mg/L未満	380(125) mg/L未満	—	
36	水素イオン濃度 (pH)	5(5.7)を超え9(8.7)未満	5(5.7)を超え9(8.7)未満	5(5.7)を超え9(8.7)未満	5を超え9未満	
37	生物化学的酸素要求量 (BOD)	600(300) mg/L未満	600(300) mg/L未満	600(300) mg/L未満	—	
38	浮遊物質 (SS)	600(300) mg/L未満	600(300) mg/L未満	600(300) mg/L未満	—	
39	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5 mg/L以下	5 mg/L以下	5 mg/L以下	5 mg/L以下
		動植物油脂類	30 mg/L以下	30 mg/L以下	30 mg/L以下	30 mg/L以下
40	窒素含有量	240(150) mg/L未満	240(150) mg/L未満	240(150) mg/L未満	—	
41	りん含有量	32(20) mg/L未満	32(20) mg/L未満	32(20) mg/L未満	—	
42	温度	45(40) °C未満	45(40) °C未満	45(40) °C未満	45 °C未満	
43	よう素消費量	220 mg/L未満	220 mg/L未満	220 mg/L未満	220 mg/L未満	
43	その他の規制項目	生物化学的酸素要求量に類似した項目 (COD等) 及び大腸菌群数を除き, 地方公共団体の横出し条例で終末処理場からの放流水に基準を定めている場合, その項目と数値を下水排除基準として条例で定めることができる。(本市には, ありません)			—	

下水排除基準関連内容

(注)

- ① 枠内は政令（第9条の4）で定める一律基準を示す。ただし、上乘せ条例で下水道からの放流水に係る排水基準が強化されている場合には、上乘せ基準が適用される。この基準値に適合しない水を流した工場・事業場は、処罰されることがある。（法第46条の2）（**上乘せ条例はありません**）
- ② 枠内は条例で定める基準を示す。この基準値に適合しない水を流した工場・事業場には、その水質を改善するように命令したり、さらに公共下水道への下水の排除を一時停止するように命令することがある。（法第38条第1項第1号、下水道条例 第36条）
- ③ 枠内は条例で定める基準の限度（最も厳しい値）を示す。この基準値に適合しない水を流した工場・事業場には、公共下水道管理者は、その水質を改善するように命令したり、さらに公共下水道へ水を流すことを一時停止するように命令することがある。（法第38条第1項第1号）
- ④ 「**太字**」は、直罰対象の排除基準を示す。
- ⑤ 現に終末処理場を設置していない公共下水道の使用者には、水質汚濁防止法が適用される。
- ⑥ No.1～No.32は、水質汚濁防止法に規定する特定施設の設置者に適用する基準を示し、No.33は、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設設置者に適用する基準を示す。（令第9条の3第1項）
- ⑦ No.4, No.24, No.25, No.26, No.33, No.34, No.39, No.40についての直罰に係る基準は、業種又は施設により定められた期間内で暫定基準がある。
- ⑧ No.8のアルキル水銀化合物の下水の水質の検定方法等に関する省令による検出下限値は、0.0005mg/Lである。
- ⑨ No.25, No.26に係る基準のうち、「河川」欄は、河川その他の公共用水域を放流先とする下水道に排除する場合に適用する基準を示し、「海域」欄は、海域を放流先とする下水道に排除する場合に適用する基準を示す。（令第9条の4第1項）
- ⑩ No.27～No.32までは、排水量が50m³/日未満の事業場に対しては、排除の制限の適用が除外されるが、上乘せ基準により裾切りの縮小がある場合には、その水量に対して排除の制限が適用される。（直罰の対象となる）（令第9条の3第1項、下水道条例第21条）
- ⑪ No.33は、下水道からの放流水にダイオキシン類の排水基準が適用される場合にのみ、条例で除害施設の設置等の義務付けに係る下水排除基準を定めることができる。（令第9条の3第1項）
- ⑫ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定事業場（水質汚濁防止法の特定施設に該当しない場合）は、ダイオキシン類のみが、水量に係わず直罰対象であり、これ以外の項目は水量に係わず除害施設の設置等の義務付けに係る排除基準が適用される。（令第9条の3第1項）
- ⑬ No.35, No.38, No.41, No.42については、終末処理場が設置されているか否かに関わらず、下水道施設の機能保全の観点から、法第12条に基づき、条例により基準値が定められる。（下水道条例第19条）
- ⑭ No.34は、特定事業場の場合、下水道条例で基準を定めると、排水量に関わらず直罰の対象となる。（法第12条の2第3項、第5項、令第9条の6第1項）
- ⑮ （ ）内は、製造業又はガス供給業の用に供する施設に適用する基準の限度を示す。ただし、基準を定めることができるのは、該当する施設から排除される汚水の合計量がその処理施設で処理される汚水の量の1/4以上であると認められる等の理由がある場合に限られている。（令第9条の5第2項）
- ⑯ No.35～No.40について排水量50m³/日以上（上乘せ条例による裾切りの縮小がある場合にはその水量）で特定事業場の場合は下水道条例で基準を定めると直罰の対象となる。（法第12条の2第3項、第5項、令第9条の6第1項、下水道条例第18条）
- ⑰ No.39, No.40は、下水道からの放流水に窒素、りんの水質基準が適用される場合にのみ、下水排除基準が適用される。（令第9条の5第1項、下水道条例第18条）
- ⑱ No.39, No.40は、下水道からの放流水に係る上乘せ条例がある場合は、上乘せ条例の値の2倍（製造業は1.25倍）が条例で定める下水排除基準の限度となる。（令第9条の5第1項）（**上乘せ条例はありません**）
- ⑲ No.34は、下水道からの放流水に係る上乘せ条例がある場合は、上乘せ条例の値の3.8倍（製造業は1.25倍）が条例で定める下水排除基準の限度となる。（令第9条の5第1項）（**上乘せ条例はありません**）